

報告第3号

飛騨4町村合併協議会幹事会設置規程について

平成14年11月8日報告

飛騨4町村合併協議会

会長 松井 靖典

飛驒4町村合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 飛驒4町村合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第2項の規定に基づき、飛驒4町村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、飛驒4町村合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、飛驒4町村合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、合併関係町村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、合併関係町村の助役、収入役、総務課長及び職員各1名をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、合併関係町村の長が協議し、第3条の規定により幹事となるべき者の中からこれを選任する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

2 会議は、非公開とする。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年11月8日から施行する。